

違法な時間外労働とされる類型

- ① 労働基準法第36条に基づく協定（以下、36協定）なしに時間外労働等を行わせている場合 → 労働基準法32条違反
- ② 36協定の上限を超えて時間外労働等をさせ、その分の割増賃金を支払っていない場合 → 賃金不払残業 → 労働基準法32/37条違反
- ③ 36協定の上限を超えて時間外労働等をさせたが、その分の割増賃金は支払っていた場合 → 労働基準法32条違反
- ④ 36協定の範囲内で、割増賃金も支払っているが、月100時間を超えたが、医師の面接制度を設けていない場合 → 労働安全衛生法違反（罰則なし）

参考 かつて監督署は②（サービス残業）を中心に送検していたが、現在は③も送検対象としていることに注意。